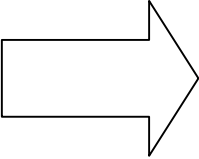


本庁分の物品調達の対象範囲を拡大し、原則として管理調達課で一元的に行います。

- 本庁分の予定価格3万円以上の物品を集中調達していますが、平成25年6月から予定価格3万円未満の物品についても集中調達の対象とし、管理調達課において定例見積を行います。
- 平成25年4月から土木部分を試行します。

予 定 価 格	現 在		改 定 後
3万円未満	各所属での 随意契約		管理調達課で の定例見積
3万円～100万円未満	管理調達課での 定例見積		

※3万円以上の物品の調達方法については、これまでと変更ありません。

※緊急に必要とする物品等これまでどおり各所属で調達するものもあります。

※定例見積に参加する事業者は、「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」による登録が必要となります。併せて電子入札システムの利用届の提出が必要です。登録には一定の期間がかかります。

①登録の様式については、以下のサイトから入手できます。

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/zuijikkinkyuu.html>

②利用届の様式については、以下のサイトから入手できます。

http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/kisoku_goods.html#r1

(注意)

- 1 定例見積とは、物品等の調達においてホームページ上に案件を公開し、希望する入札参加資格者が電子入札システムで自由に参加できる競争見積です。契約は、予定価格内で最低価格で有効な見積を行った者で行います。
- 2 対象となる本庁の部局は、知事部局、出納局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部、労働委員会事務局及び議会事務局です。

お問合せ

ご不明な点は、出納局管理調達課までお問合せください。

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館2階
熊本県出納局管理調達課

・入札参加資格関係 電話 096-333-2581(直通)

・契約(見積)関係 電話 096-333-2580(直通)